

随意契約の結果

平成19年9月1日～9月30日契約締結分

独立行政法人住宅金融支援機構本店

業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその所属する支店の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約金額	随意契約によることとした理由	備考
会計監査に関する業務	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成19年9月10日	あずさ監査法人 東京都新宿区津久戸町1番2号	57,750,000円	会計規程第25条第1項 本業務は、会計監査の委託を行うものであるが、独立行政法人通則法第40条の規定に基づき、主務大臣の選任を受けた会計監査人である契約相手方と随意契約を行ったものである。	
フラット35に関する山手線アドストラップ広告	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成19年9月14日	株式会社リード 東京都中央区八重洲2-2-1	3,906,000円	会計規程第25条第1項 本業務は、りそな銀行と共同で山手線の吊革広告を行うものであるが、広告を実施するに際し、最も効率的な広告を実施するために最適として契約相手方が指定されてきたため、随意契約を行ったものである。	
フラット35に関する東京メトロ東西線車内広告	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成19年9月14日	株式会社リード 東京都中央区八重洲2-2-1	3,732,766円	会計規程第25条第1項 本業務は、りそな銀行と共同で東京メトロ東西線の車内広告を行うものであるが、広告を実施するに際し、最も効率的な広告を実施するために最適として契約相手方が指定されてきたため、随意契約を行ったものである。	
職員派遣研修	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成19年9月26日	株式会社グロービス 東京都千代田区二番町5-1	2,332,000円	会計規程第25条第1項 本業務は、当機構の管理職者を対象として、マネジメント能力向上のための研修派遣を行うものであるが、複数社について研修メニューを比較検討したところ、講義ではなくディスカッション中心で実事例が多く盛り込まれており、かつ当機構の組織や職員の特性等に即応した研修内容である等、当機構の目的に的確に合致する唯一の相手方と認められたため、随意契約を締結したものである。	
フラット35に関する名古屋地下鉄東山線アドストラップ広告	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成19年9月28日	株式会社近宣 大阪支社 大阪府大阪市北区西天満6-2-17	2,310,000円	会計規程第25条第1項 本業務は、りそな銀行と共同で名古屋地下鉄東山線吊革広告を行うものであるが、広告を実施するに際し、最も効率的な広告を実施するために最適として契約相手方が指定されてきたため、随意契約を行ったものである。	

(注1) 金額については、消費税等相当額を含む。

(注2) 会計規程施行細則第40条第1項の規定に基づく公表である。